

春日井市老人クラブによる地域交流事業補助金制度の概要

1 制度の趣旨

老人クラブ及び地域コミュニティの活性化を図るため、高齢者が培ってきた知識及び経験を活かし、老人クラブが他の任意団体と協働して地域の多世代との交流の場を提供する事業に対し補助金を交付します。

2 補助対象となる者

春日井市老人クラブ連合会に加盟している老人クラブとし、地区単位で事業を行うなど複数の老人クラブが共同開催により事業を実施する場合は一つの団体とみなします。

3 補助対象となる事業

- (1) 子ども会、PTA、おやじの会等他の任意団体と協働して実施する事業
- (2) 多世代が交流する事業
- (3) 他の補助金等の交付を受けない事業
- (4) 営利を目的としない事業
- (5) 宗教的又は、政治的な活動ではない事業

4 補助金の額

補助事業に要する経費に相当する額以内の額とし、年額50,000円を限度として補助します。この場合において補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てるものとします。

5 補助金の使途

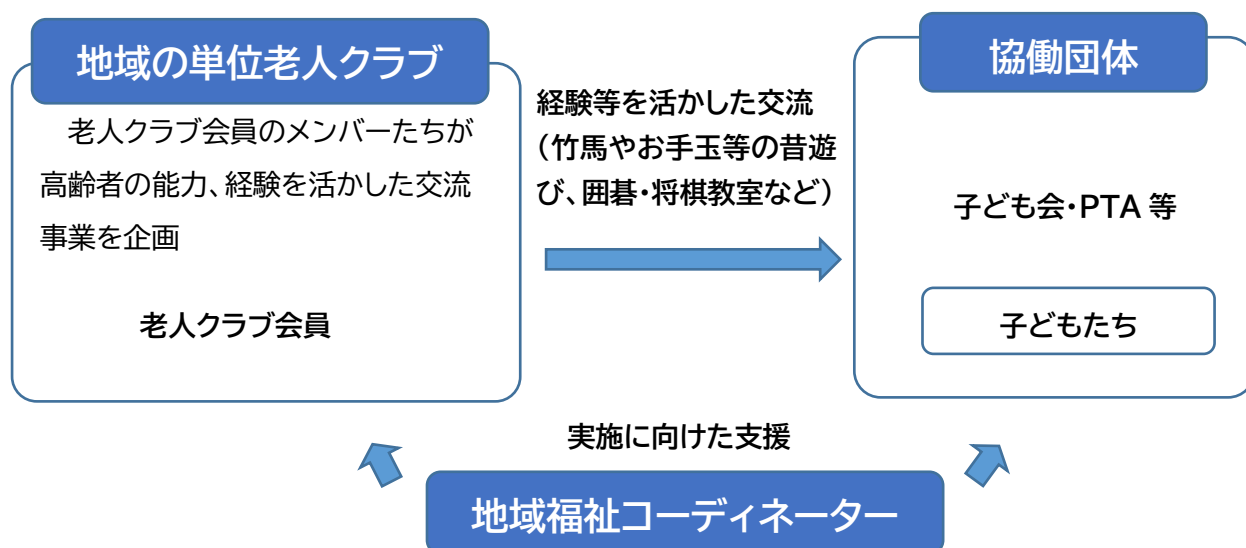
補助の対象となる経費は次のとおりとする。

- (1) 報償費 講師謝礼
- (2) 需用費
 - ①消耗品費 材料や感染対策物品
 - ②食糧費 弁当、茶菓子、飲み物等
 - ③印刷製本費 資料やチラシなどの印刷費
- (3) 役務費（通信運搬費、手数料及び保険料）
- (4) 使用料及び賃借料
- (5) 備品購入費
- (6) その他事業の開催に必要な経費

6 事業の実施方法

【パターン1】

老人クラブ会員の知識や経験を活かし、子供会やPTAと連携し昔遊びの伝承や講習会等の交流会を開催する。



【パターン2】

老人クラブ会員が他の団体から指導を受けたり協力を得たりして交流事業を企画し、交流会を開催する。

